

第5期西東京市地域福祉計画 全体構成の考え方(案)

(第4期計画の目次)

計画の見取り図

第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の背景
- 2 地域福祉とは
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定方法

第2章 西東京市の状況

- 1 統計で見る状況
- 2 アンケート調査結果
- 3 地区懇談会結果
- 4 団体・事業者調査結果
- 5 西東京市の現状から見える課題

第3章 計画の目指すもの

- 1 西東京市版地域共生社会とは
- 2 基本理念
- 3 基本方針
- 4 計画の体系

第4章 重点的な取組

- 1 つながりづくり
- 2 相談体制づくり
- 3 情報発信の工夫

第5章 施策の展開

- 基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり
- 基本目標2 みんながつながりあう地域づくり
- 基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へ
つなぐしくみづくり
- 基本目標4 サービス内容の充実・向上のため
のしくみづくり
- 基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり
- 基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

(第5期計画の考え方)

全体構成(章立て)

- 現行計画を踏襲
- 5期の内容に改定

第1章

- 3 計画の位置づけに追加(包含)
- 成年後見制度利用促進基本計画
 - 再犯防止推進計画

第2章

- 統計、調査結果を改定
- 課題を改定

第3章

- 重層的支援体制整備事業のコンセプト、ネットワークなどの概要を追加
- 第4～5章を反映した体系に改定
- 理念、方針は検討
(必要に応じて改定)

第4章

- 項目、内容を検討
(必要に応じて改定)

第5章

- 目標の数、内容を検討
- 成年後見制度利用促進基本計画
- 再犯防止推進計画
の内容を包含する

第6章 計画を推進するために

- 1 協働による計画の推進
- 2 計画の評価と進行管理

資料編

- 1 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱
及び委員名簿
- 2 策定経過
- 3 用語解説
- 4 統計データ
- 5 各種調査結果概要

第6章

資料編

- 内容を更新
(必要に応じて改定)

第5期西東京市地域福祉計画 全体構成の考え方（案）を反映

第5期西東京市地域福祉計画

[骨子（案）]

目次

計画の見取り図 ※今後の検討に伴い更新.....	1
第1章 計画策定に当たって.....	2
1 計画策定の趣旨	2
2 地域福祉とは	4
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定方法	7
第2章 西東京市の状況	10
1 データで見る状況.....	10
2 市民等の意見(各種調査結果).....	13
3 地域福祉を進める上での課題	16
第3章 計画の目指すもの	18
1 西東京市版地域共生社会とは	18
2 基本理念	20
3 基本方針	20
4 計画の体系.....	20
第4章 重点的な取組	21
第5章 施策の展開	22
基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり	22
基本目標2 みんながつながりあう地域づくり.....	22
基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり.....	22
基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	22
基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり	22
基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり.....	22
第6章 計画を推進するために	25
1 協働による計画の推進.....	25
2 計画の評価と進行管理	27
資料編	29
1 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿	29
2 策定経過	29
3 用語解説	29
4 統計データ	30
5 各種調査結果概要	39

計画の見取り図 ※今後の検討に伴い更新

Q どんな計画？

A 「誰もが暮らしやすい地域づくり」を進めるための計画です。

計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年です。

Q 計画の目指すものは？

A 西東京市版地域共生社会の実現に向けて、市(行政)・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等と一緒に、暮らしやすい地域にするため、地域福祉の活動に取り組みます。

Q 今回(第5期)、特に力を入れることは？

A 3つです。

- ①どの世代も地域での交流の少なさを感じています。そのため、地域共生社会を実現する上での基礎となる“つながりづくり”を一層進めます。
- ②どの地域にも支援が必要な状況にある人や世帯が見られます。そのため、困りごとのある人に寄り添う“相談体制づくり”を更に強化します。
- ③相談窓口の認知度が依然として低い状況です。そのため、全ての人に対する“情報発信の工夫”を継続して進めます。



Q 引き続き、取り組むことは？

A 6つの目標に取り組んでいきます。

- 基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり
- 基本目標2 みんながつながりあう地域づくり
- 基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつながしくみづくり
- 基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり
- 基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり
- 基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

■国の動向

国では、平成12年12月公布の社会福祉法改正で地域福祉計画の策定を規定して以降、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」における地域共生社会の理念提示、平成29年6月公布の社会福祉法一部改正における地域福祉計画策定の努力義務化などが進められました。令和2年6月公布の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、市町村の包括的な支援体制の構築の支援が明記され、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

また、この間、災害時の避難行動支援に係る体制強化、生活保護に至る前段階の生活困窮者を支援する取組、成年後見制度利用促進法の制定、再犯防止推進法の制定、孤独・孤立対策の重点計画の策定なども進められました。国民の生存権（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）に資するこうした取組も地域福祉の範疇に位置付けられています。

■東京都の動向

東京都では、平成18年2月に「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定されました。その後、社会福祉法の改正をはじめとする法・制度の動向を受け、平成30年3月に「東京都地域福祉支援計画」、令和3年12月に「第二期東京都地域福祉支援計画」がそれぞれ策定されました。また、令和元年7月には「東京都再犯防止推進計画」が策定されました。

「第二期東京都地域福祉支援計画」の主な項目

<3つの基本理念>

- ①誰もが、所属や世代を超え、地域でともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- ②地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながることができる東京
- ③多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京

<主な改定事項>

- 前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響など）
- 顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（ヤングケアラー、ひきこもり状態にある方など）

■西東京市の取組、計画策定の趣旨

市では、平成12年12月公布の社会福祉法改正を受け、平成16年3月に第1期となる「西東京市地域福祉計画」を策定しました。その後、平成21年3月に「第2期西東京市地域福祉計画」、平成26年3月に「第3期西東京市地域福祉計画」、平成31年3月に「第4期西東京市地域福祉計画」をそれぞれ策定し、法・制度の動向や市民ニーズに対応してきました。また、市の地域福祉推進の理念は、第2期計画以降、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」としてきましたが、第4期計画では副題に「～ともに生きる! まちづくり～」を設定し、市民と行政や専門機関を含めた地域のあらゆる主体が活かしあい、ともに活躍し、活気があるまちを目指すという意味を加えました。

第4期計画期間においては「西東京市版地域共生社会」の実現に向けて、ほっとネット推進員の増加やコーディネーターの増員などを図り、地域づくりを進めました。令和2年に福祉丸ごと相談窓口の開設とえぼっくの基幹相談支援センター化を行うなど、専門機関と連携した相談支援体制の強化を図りました。

一方、人口・世帯の増加、少子高齢化と世帯の少人数化の進行、そして、新型コロナウイルス感染症の世界的流行(パンデミック)などの影響もあり、世代や属性を超えたつながりの少なさは、依然、課題として残っています。また、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラーをはじめ、複雑化・複合化するニーズへの対応も重要な課題となっています。

現行の第4期計画が令和5年度で満了することに伴い、法・制度の動向及び市を取り巻く状況を踏まえて地域福祉に求められる役割を整理した上で、これまでの活動の充実と残された課題への対応を進めるために、新たに「第5期西東京市地域福祉計画」を策定します。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

この地域福祉を進めるのが「地域福祉計画」で、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせて推進していくものです。

中でも、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中、「自助」や「公助」だけでなく、市民同士の支え合いにより解決していく「互助」や「共助」が地域福祉の重要なポイントとなっています。

市民の主体的な活動で対応できるもの	協働で取り組むもの		行政施策として行うべきもの
<small>じじょ</small> 自助 個人や家庭による 自助努力	<small>ごじょ</small> 互助 自治会、ボランティア、NPOなど、地域 中の市民同士の 支え合い	<small>きょうじょ</small> 共助 制度化された相互 扶助での助け合い	<small>こうじょ</small> 公助 保健・医療・福祉な どの公的な支援・サ ービス

参考 国の定義

平成 25 年3月の地域包括ケア研究会報告書では、自助・互助・共助・公助を以下の様に定義しています。

「公助」は税による公の負担、

「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、

「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。

これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

以下の文章を削除した。

第3期地域福祉計画までは、「自助・共助・公助」の3つの区分で記載をしていましたが、第4期地域福祉計画では下記の国の地域包括ケアシステムの考え方及び、西東京市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図り、4つの区分に変更しています。

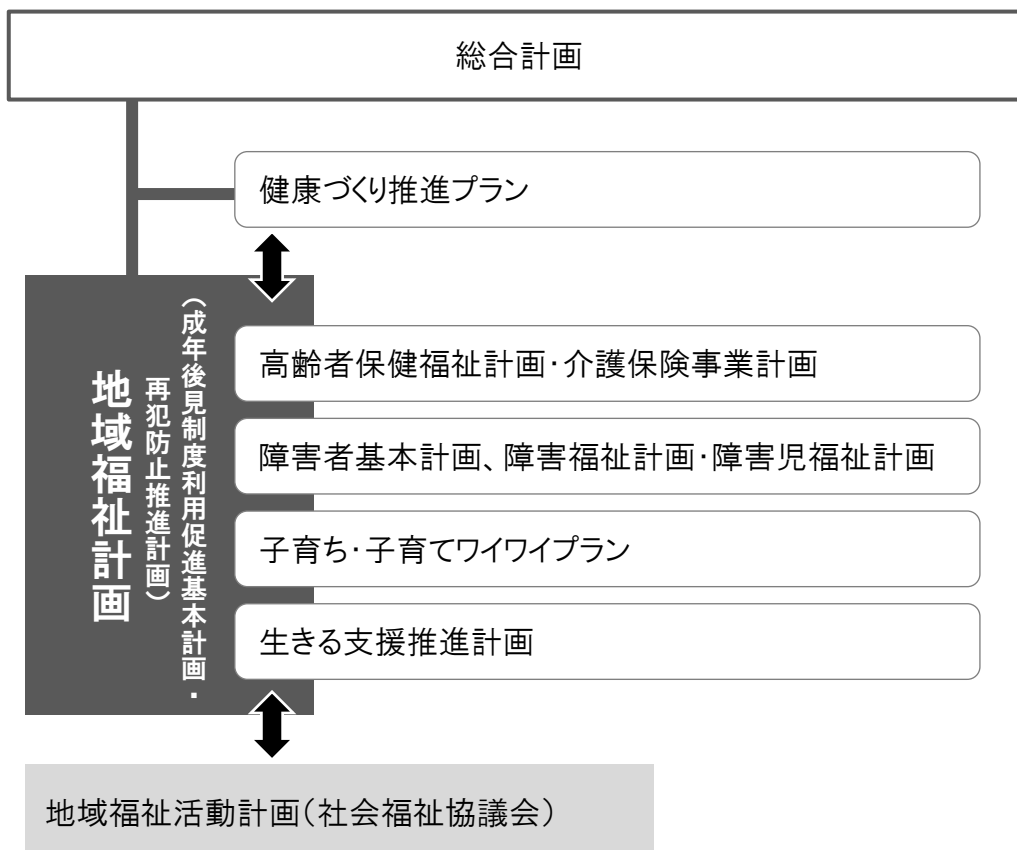
3 計画の位置付け

本計画は以下の法律を根拠に策定しています。

- 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」

本計画の市政における位置付けは、総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、福祉分野の上位計画として、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子育て・子育てワイワイプラン、生きる支援推進計画）を横断的につなぐとともに、健康づくり推進プランと相互に調和を図りながら、健康福祉施策を推進する役割を担っています。

また、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と市が目指す地域共生社会の姿を共有し、相互に連携を図っています。



4 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年を計画期間とします。

	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)
総合計画	第2次基本構想 後期基本計画					第3次基本構想 前期基本計画				
地域福祉計画	第4期					第5期				
健康づくり推進プラン	第2次(*計画期間を1年延伸)					第3次				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第四次					第五次				
高齢者保健福祉 計画・介護保険事業 計画	第7期	第8期			第9期			第10期		
障害者基本計画	第1期					第2期				
障害福祉計画	第5期	第6期			第7期			第8期		
障害児福祉計画	第1期	第2期			第3期			第4期		
子育て・子育てワイ ワイプラン	第2期					第3期(R7~16)				
生きる支援推進計 画	第1次(*計画期間を1年短縮)					第2次				

5 計画の策定方法

(1)市民(18歳以上)、民生委員・児童委員アンケート調査

本調査は、市民及び民生委員・児童委員の皆様から、近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に係る状況や意向などをお聞きし、今後の計画策定に反映するために実施しました。

種類	①一般市民	②民生委員・児童委員
対象	市内在住の18歳以上市民より無作為抽出	全民生委員・児童委員
配付・回答	調査票の郵送配付 調査票の郵送回答／専用WEBサイトからインターネット回答(回答者選択)	調査票の郵送配付 調査票の郵送回答／専用WEBサイトからインターネット回答(回答者選択)
調査期間	令和4年12月14日～同月28日	令和4年11月25日～翌月28日
配付	2,500件	146件
回答	1,020件(郵送785件、WEB235件)	130件(郵送115件、WEB15件)
回答率	40.8%	89.0%

(2)小学生、中学生、高校生、大学生等アンケート調査

本調査は、西東京市子ども条例等を踏まえ、子どもや若者に対し、地域福祉に係る意見や活動状況などをお聞きし、今後の計画策定に反映するために実施しました。

種類	①大学生等	②小・中学生・高校生
対象	大学生等若者を対象に実施した緊急食料支援への来場者	小・中学生：市内小学校5年生、中学校2年生(全校(各校1クラス)) 高校生：市内高等学校2年生(全校(各校1クラス))
配付・回答	大学生等若者を対象に実施した緊急食料支援における調査票の直接配付、回答	学校を通じ、調査票の直接配付、回答
調査期間	令和4年11月12日	令和5年1月16日～翌月3日
配付	119件	小学生 615件 中学生 346件 高校生 193件
回答	112件	小学生 577件 中学生 315件 高校生 106件
回答率	94.1%	小学生 93.8% 中学生 91.0% 高校生 54.9%

(3)地区懇談会

地区懇談会は、地域で生活・活動する市民目線で地域の現状や課題、解決アイデア等を話し合っていたくために実施しました。

地区	対象地域	回	日付	参加者数
西部	西原町・緑町・谷戸町・芝久保町・ひばりが丘	第1回	令和5年1月22日	23人
		第2回	令和5年2月5日	23人
北東部	富士町・中町・東町・ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷	第1回	令和5年1月22日	23人
		第2回	令和5年2月5日	23人
中部	田無町・北原町・保谷町・泉町・住吉町	第1回	令和5年1月21日	25人
		第2回	令和5年2月4日	24人
南部	南町・向台町・新町・柳沢・東伏見	第1回	令和5年1月21日	25人
		第2回	令和5年2月4日	21人
全地区合同発表会		第3回	令和5年2月19日	50人

(4)団体・事業者調査

団体・事業者調査は、地域福祉に係る団体や事業者の状況や各分野での課題等を把握するために実施しました。

■アンケート調査

種類	団体	事業者
配付	20団体	30事業者
回答(回答率)	7団体(35.0%)	10事業者(33.3%)
対象	市内で活動する団体(高齢、障害、児童、生活困窮等の分野)	
配付・回答	調査票の郵送配付、郵送回答	
調査期間	令和4年12月14日～同月28日	

■ヒアリング調査

種類	団体	事業者
実施	4団体	8事業者
調査期間	令和5年2月13日～同月22日	

(5)西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会

地域福祉計画策定・普及推進委員会において、計画内容の検討を行いました。

令和4年度：3回開催

令和5年度：●回開催

(6)パブリックコメント・市民説明会

パブリックコメント及び市民説明会において計画書素案を公表し、市民の意見を募集しました。

種類	パブリックコメント	市民説明会
期間	令和5年●月●日～同年●月●日	令和5年●月●日及び同月●日
意見	●件	—

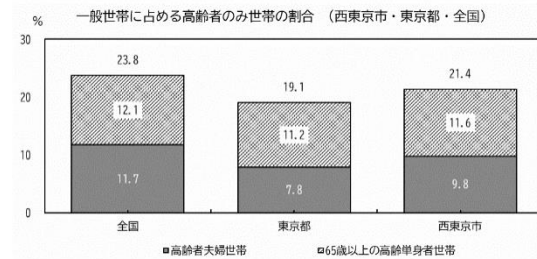
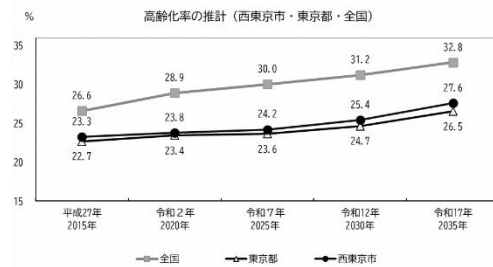
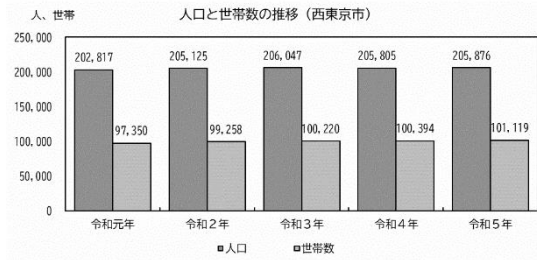
第2章 西東京市の状況

1 データで見る状況

*データは資料編に掲載

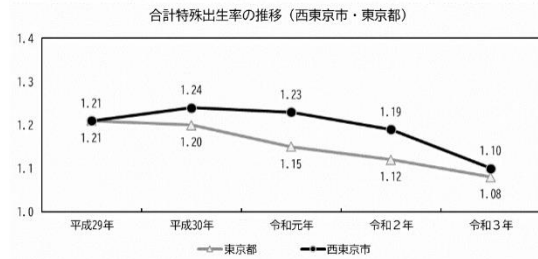
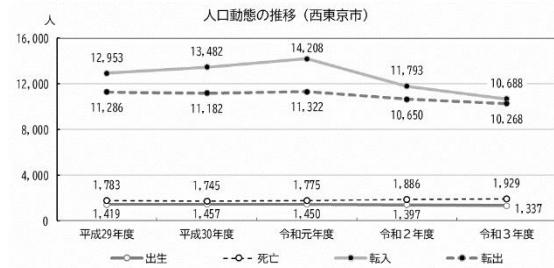
■人口・世帯

- 近年、増加していた人口は、令和4～5年に205,000人台で高止まりしています。世帯数は、毎年、増加しています。【グラフ上】
- 年齢で見ると、0～14歳及び15～64歳人口が減少傾向、65歳以上人口が増加傾向にあり、少子高齢化が引き続き進んでいます。
- 高齢化率は令和12(2030)年に25.4%になる見通しです。【グラフ中】
- 外国人人口は、近年、4,000～5,000人台とほぼ横ばいで推移しています。
- 高齢者のみ世帯、高齢者夫婦世帯、65歳以上の高齢単身世帯のそれぞれの割合は東京都より高くなっています。【グラフ下】



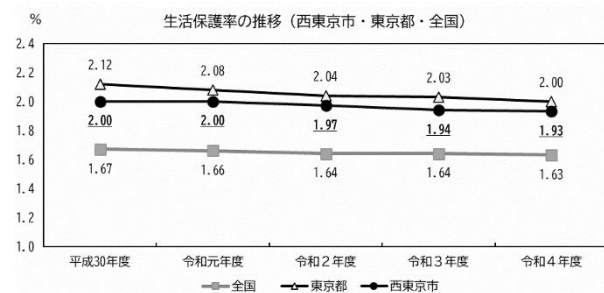
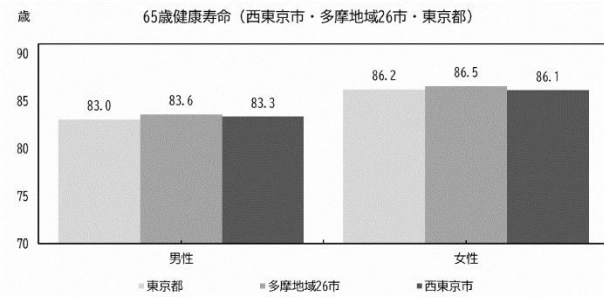
■人口動態

- 転入数は、令和元年度以降減少しています。一方、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、自然減が少しずつ拡大しています。【グラフ上】
- 合計特殊出生率は、平成 30 年以降、低下傾向が顕著であり、東京都とほぼ同じ水準となりました。【グラフ下】



■健康・福祉

- 65歳以上健康寿命は、男女ともに、多摩地域 26 市平均をわずかに下回ります。【グラフ上】
- 要支援・要介護認定者及び認定率は、（*今後、掲載）
- 障害者手帳所持者数は、（*今後、掲載）
- 生活保護率は、全国より高く、東京都より低い水準で推移しています。【グラフ下】



■評価指標で見る進捗状況

- 目標を達成した指標は●項目、目標に近づいた指標は●項目、目標から遠のいた指標は●項目です。

進捗：◎目標達成 △目標近づく ■目標から遠のく

項目	現状値	目標値	最新値	進捗
	平成 29 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	◎△□
	(2017 年度)	(2023 年度)	(2022 年度)	
基本目標 1 一人ひとりが活躍する地域づくり				
ボランティア・市民活動センター登録者数	504 人	700 人	人	
自治会・町内会等の加入世帯数	19,177 世帯	20,186 世帯	世帯	
市民アンケート【今後、福祉に係るボランティアに参加したいとお考えですか。】という設問において「積極的に参加したい・できるだけ参加したい」と回答した人の割合	39.7%	42.2%	30.6%	■
基本目標 2 みんながつながりあう地域づくり				
ふれあいのまちづくり事業における地域活動拠点	利用登録団体	100 団体	83 団体	団体
	延べ利用者数	18,000 人	15,260 人	人
	延べ利用回数	4,000 回	3,424 回	回
地域協力ネットワーク	設立数	4 団体	2 団体	団体
	参加団体数	60 団体	128 団体	団体
市民アンケート【お住いの地域に次のようなこと（課題）を感じていますか。】という設問において「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」と回答した人の割合	14.2%	11.7%	20.6%	■
基本目標 3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり				
地域福祉コーディネーター相談件数	1,059 件	1,749 件	件	
女性相談件数	493 件	550 件	件	
権利擁護センター「あんしん西東京」での相談件数	945 件	1,100 件	件	
基本目標 4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり				
高齢者層における地域包括支援センター認知度※1	48.4%	58.4%	%	
福祉サービス第三者評価の受審件数	65 件	90 件	件	
基本目標 5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり				
防災市民組織の数	97 組織	150 組織	組織	
市民アンケート【日ごろから地域の防災訓練に参加していますか】という設問において「参加している」と回答した人の割合	12.2%	14.7%	9.8%	■
消費者生活相談件数※2	1,161 件	1,100 件	件	
基本目標 6 誰もが快適に暮らせる環境づくり				
はなバスの輸送人員※3	2.09 人/km	2.18 人/km	人/km	
市民アンケート【お住いの地域に次のようなこと（課題）を感じていますか。】という設問において「移動手段が整っていない」「買い物へ行くのに不便を感じている」と回答した人の割合	16.5%	14.0%	14.8%	△

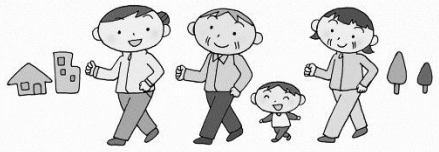
※1：平成 28 年度高齢者一般調査による

※2：消費者トラブルの未然防止による相談件数の減少が目標

※3：1日1km 当たりの輸送人員

2 市民等の意見（各種調査結果）

■地域でのつながり ～交流する機会や気軽に集まれる場が少ない～



- 小学生・中学生・高校生が地域で課題に感じることは、「特にない」を除き、「近所との交流が少ない」、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」を挙げています。
- 民生委員・児童委員は、全ての担当圏域で「市民同士の交流が少ないこと」を課題と捉えています。
- 団体や事業者は「近所との交流が少ない」、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」、「必要な支援につながっていない人がいる」などを課題に挙げています。
- 市民の多くが「地域での人との付き合いや関わりが必要」、「近所との交流が少ない」、「緊急時には地域の助け合いが必要」と考えています。
- 地区懇談会では、4つの地区とも「世代間の交流、交流の場が少ない」、「つながりが弱い」を課題に挙げています。

■地域活動・ボランティア活動 ～気軽、誰でもできる、自分に役立つ活動～



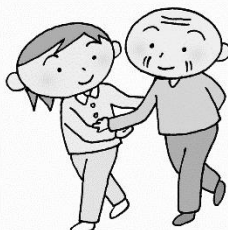
- 小学生・中学生・高校生が参加しやすい活動は「気軽にできること（時間が短いなど）」、「誰にでもできること」、「自分の得意なこと・経験をいかせること」を挙げています。
- 大学生が参加しやすい地域活動は「気軽にできること（単発、時間が短いなど）」、「自分の将来に役立つこと」を重視しています。
- 市民は、地縁が基盤の活動より、同じ趣味や目的を持つ人達の活動の方が参加しやすいと考えています。また、活動で重視する点に「気軽にできること（単発、時間が短いなど）」を挙げ、参加の条件には「時間や期間にあまりしぼられない」、「参加することでメリットがある（報酬など）」などが挙げられています。
- 市民の約3割は福祉に係るボランティア活動への参加意向を持っています。

■団体活動 ～連携やネットワークが重要～



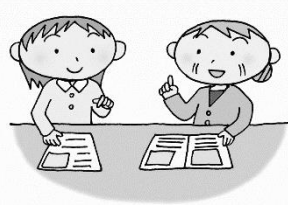
- 地域団体が活動する上での課題は「新しいメンバーが入らない」が最も多くなっています。向こう5年間で直面すると思われる課題(自由記述)に「会員の減少、役員の老齢化」を挙げている団体があります。
- 市の地域福祉推進に最も重要なことは、事業者は「地域における施設と住民をつなぐコーディネーターの配置」、「施設、住民を含めたネットワークづくり」、民生委員・児童委員は「地域における連携体制づくり」を挙げています。

■地域の状況 ～支援が必要な状況にある人や世帯はどの地域にも見られる～



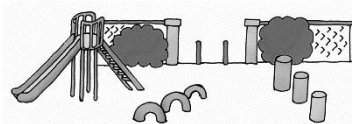
- 民生委員・児童委員、団体によると、何らかの支援が必要な状況にある人や世帯、ひきこもりのケースがどの地域にも見られると回答しています。
- 地区懇談会では、ヤングケアラー、子育て支援の問題が取り上げられました。また、困っている・よくしたいことに「外国人、異文化の方への支援・理解」、「外国にルーツを持つ家庭のお子さんがなかなか把握できない」、「外国人との交流」を挙げています。
- 事業者は、支援の必要な人・世帯を支える上での課題(自由意見)として、「ひきこもりや未治療の方への支援を多事業所でサポートする体制」、「家庭単位での支援の強化」などを挙げています。

■相談支援 ～相談窓口の認知度は不十分、分かりやすい情報の提供～



- 市民のうち、自分や家族がどこに相談すればいいか分からない困り事のある人は1割強となっています。相談窓口の利用方法に「土日・祝日の相談」、「チャット、LINEなどで相談できる」ことへの希望もみられます。
- 市民の「ほっとネットステーション」、「地域福祉コーディネーター」、「ほっとネット推進員」に係る認知度は十分とはいえません。また、市の地域福祉推進のために最も重要な取組として「分かりやすい情報の提供」を挙げています。さらに、個人情報取り扱いについては「適切な支援を行うためには提供もやむを得ない」が6割台となっています。

■住みやすい環境づくり ～自然や公園が多い、交通利便性の向上～



- 小学生・中学生・高校生のまちの印象(自由記述)は「自然や公園が多いまち」、住み続けたいまち(自由記述)も「自然や公園が多いまち(遊具がたくさんある公園)」が挙げられています。
- 大学生からみた、まちの印象(自由記述)は「住みやすい、暮らしやすい、生活しやすいまち」、「穏やか、落ち着くまち」などです。住み続けたいまち(自由記述)は「人にやさしく、思いやりのあり、穏やかなまち」が挙げられています。
- 住みにくい理由について、市民は「道路の段差が多い・歩道が整備されていない」、民生委員・児童委員は「買い物などが不便」、「道路の段差が多い・歩道が整備されていない」ことを上位に挙げています。
- 地区懇談会では、4地区に共通して「市内の交通の便が悪い」という意見が出ています。

3 地域福祉を進める上での課題

市の状況とアンケート調査や地区懇談会の結果などから、地域福祉を進める上で特に重要な課題を整理します。

課題① 地域のつながりが希薄化しています

市では、地域でのつながりづくりを市民や関係団体などと連携して進めており、ほっとネット推進員の増加、コーディネーターの増員、地域福祉活動助成を受けた団体支援などで一定の成果が見られました。しかし、高齢化の進行や転入者が増えてきたこと、そして、新型コロナウイルス感染症の流行による様々な活動が制限された影響などもあり、どの世代も地域での交流の少なさを感じている状況です。

…



課題② 相談先が分からない人が多くいます

令和2年の「断らない相談窓口」として福祉丸ごと相談窓口の開設、えぼっくの基幹相談支援センター化をはじめ、既存の地域包括支援センター、子ども家庭支援センターのどこかを拠点にあらゆる相談を受け付け、専門機関と連携し、支援する体制を強化してきました。

一方、相談先が分からない困り事を抱えている市民も1割程度いるものと見られます。また、増加傾向にあるひとり暮らし高齢者はもちろん、どの地域にもひきこもり、ヤングケアラー、外国人や外国にルーツを持つ子どもなど、何らかの支援が必要な状況にある人や世帯が見られます。

…



課題③ 必要な人に必要な情報が行き届いていません

市では、情報取得が困難な方にも配慮しながら、様々な媒体や講座などを通じて、福祉分野の情報発信に取り組んできました。

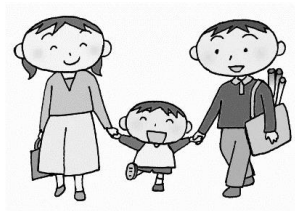
しかしながら、市民の相談窓口の認知度は依然として低い状況であり、地域福祉に関連の深い「ほっとネットステーション」、「地域福祉コーディネーター」、「ほっとネット推進員」に係る認知度も十分とはいえません。また、市の地域福祉推進のために最も重要な取組に「分かりやすい情報の提供」が挙げられています。



...

課題④ コロナウィルスの影響により、住民の生活に大きな影響が出ています

令和2年からの新型コロナウイルス感染症流行の影響により、福祉分野においても多くの事業や講座、地域の行事や防災訓練が中止になりました。市民アンケートでは「外出や運動する機会が減り、健康を害した(19.9%)」、「収入が減り、生活に困った(10.5%)」、民生委員・児童委員アンケートでは「研修



や学習など、スキルアップに充てる時間が減った(74.6%)」などの結果が出ており、市民の健康や生活、地域支援活動などに大きな影響を及ぼしたことがわかります。

コロナ禍は、住居確保給付金事業の受給者が増加するなど、経済基盤に潜在的なリスクのある人を顕在化させ、児童・生徒の肥満や生活リズムの乱れなども引き起こしています。その一方、デジタル技術の社会実装化が急速に普及し、働き方、コミュニケーション方法、教育環境が多様化しました。また、市民同士の多様な互助活動が始まったこと、デジタルの力で交流が広がったこと、新しい福祉事業を開発したこと、異分野の連携強化が進んだことなどの「効果」も生まれています。

...

第3章 計画の目指すもの

1 西東京市版地域共生社会とは

西東京市版地域共生社会とは、市に住み・活動する全ての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会のことです。

地域においては、一人ひとりが地域で起こる問題を「我が事」として捉え、地域の人々の困りごとに気づき、世代や分野を超えて地域の人たちや地域の資源が「丸ごと」つながる取組を通して、地域のみんで解決したり、適切な支援につなげる仕組みをつくっていきます。

また、行政をはじめ各専門機関では、あらゆる分野、あらゆる機関が連携し、包括的・専門的な支援を行う体制をつくり、地域の活動を支えています。

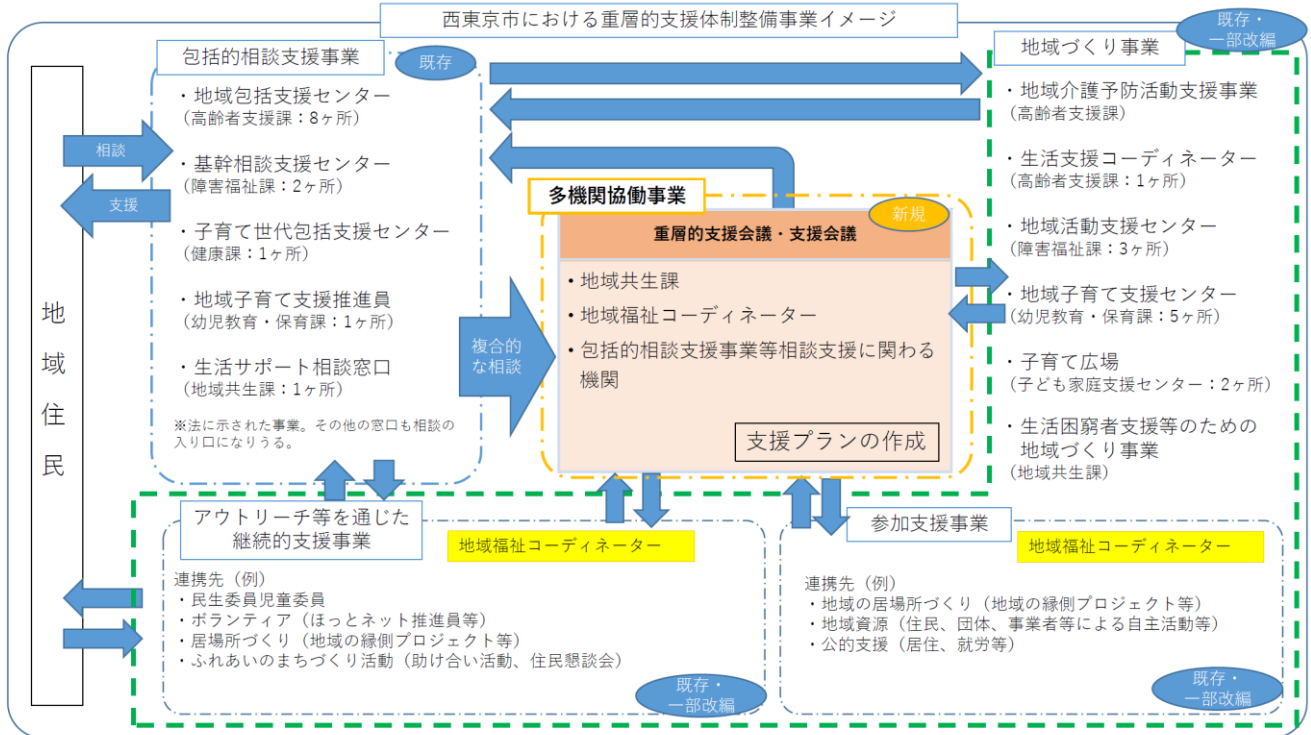
■西東京市版地域共生社会イメージ図



西東京市版地域共生社会を推進する「重層的支援体制整備事業」の概要

- 重層的支援体制整備事業の概要を追加
(現行の4層(市全体、4圏域、20地域、更に身近な地域単位)やネットワーク再編の検討を含む)

(参考) 重層的支援体制整備事業イメージ



出典:厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/content/132292nishitokyoshi-tokyo-R4.pdf>

2 基本理念

現行計画の基本理念(以下)を継承するか、見直すかを、策定・普及推進委員会で協議

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京

～ともに生きる!まちづくり～

3 基本方針

現行計画の基本方針(以下)を継承するか、見直すかを、策定・普及推進委員会で協議

- (1) 市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します
- (2) 適切な支援を安心して受けられるためのしくみを充実します
- (3) 地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます

4 計画の体系

第4～5章を反映した施策体系を掲載

第4章 重点的な取組

地域福祉を一層推進する上での重点的な取組を、策定・普及推進委員会で協議

(参考 現行計画)

- 1 つながりづくり
- 2 相談体制づくり
- 3 情報発信の工夫

第5章 施策の展開

地域課題を解決し、地域共生社会の実現をめざす取組を、策定・普及推進委員会で協議

(参考 現行計画)

- 基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり
- 基本目標2 みんながつながりあう地域づくり
- 基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ
しくみづくり
- 基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり
- 基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり
- 基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

※協議事項 2計画の掲載方法

以下2計画を A 地域福祉計画に位置付ける施策に溶け込ませるか、B 地域福祉計画とは別立て(合本)にするかを協議

(2計画の概要)

1 市町村成年後見制度利用促進基本計画

目的:誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができること
--

目標:必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築
--

出典:厚生労働省「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き(平成31年3月)」

(市町村計画の施策事例)

施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ①地域連携ネットワークの構築
- ②中核機関の整備
- ③成年後見人等の養成・支援

施策2 利用者がメリットを実感できる制度の運用

- ①支援が必要な人の発見と早期からの相談対応
- ②意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築

施策3 制度の利用促進

- ①制度の周知・啓発
- ②制度の利用支援

2 再犯防止推進計画

国「第二次再犯防止推進計画」の策定に向けた基本的な方向性

- ①犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

出典:法務省「第二次再犯防止推進計画の概要」

(市町村計画の施策事例)

1. 居場所・住居確保・就労の支援
2. 保健医療、福祉サービス、相談支援の利用促進
3. 学校等と連携した非行防止と修学支援
4. 犯罪のない安全で安心な地域づくり
5. 更生支援のための関係機関、民間協力者等との連携体制の整備

(2計画の掲載方法の案)

A案 地域福祉計画の施策に溶け込ませる

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉、成年後見、再犯防止の基本理念、基本方針が一体化でき、「地域共生社会の実現」に向かうことが明確になる。 ● 地域福祉計画が2計画を包含したものであることが明確に打ち出せる。 ● 計画書自体のページ数が抑えられる(省資源になる)。 ● 地域福祉計画の施策・事業と2計画の施策・事業はほとんど同じ内容であるため、施策・事業の進捗調査・評価、次期策定が一体的にでき、作業・会議を効率化できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見、再犯防止の理念、方針が独自に設定できない。 ● 2計画の施策・事業がまとまって記載されていないため、計画の全体像が掴みづらい(分かりにくい)。

A案の記載例

地域福祉計画の施策・事業に該当する計画名を併記する

施策	福祉の啓発機会・場の充実	
	事業① 地域福祉に係る普及啓発活動の実施	地域共生課
	【成年後見制度利用促進基本計画】【再犯防止推進計画】	

B案 地域福祉計画と別立てにする(3計画合本のイメージ)

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● 計画毎の全体像が掴める。 ● 成年後見、再犯防止の理念、方針が独自に設定できる。 ● 市で力を入れていることがわかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施策・事業は、地域福祉計画と重複するものが多く、「再掲載」になる。 ● 「地域共生社会の実現」に向かうための理念、方針が3つになり、わかりづらくなる。 ● 計画書自体のページ数が多くなる。 ● 同じ施策・事業でも進捗調査・評価、次期策定は別々に行うため、作業・会議が多くなる。

B案の記載例

地域福祉計画書 第1～6章 第5期西東京市地域福祉計画
第7章 西東京市成年後見制度利用促進基本計画
第8章 西東京市再犯防止推進計画

第6章 計画を推進するために

1 協働による計画の推進

本計画を推進していくためには、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等の協働が欠かせません。それぞれが専門性をいかし、主体性を持ちながら、包括的に取り組むことが重要です。



(1)市(行政)

市は、本計画に位置付ける施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めることが求められます。

特に、本計画は多様な分野を横断的につなげる役割を担っています。地域福祉庁内推進委員会を通じて庁内関係部署の連携を深めるなど、福祉以外の様々な分野とも連携し、包括的に地域福祉を推進するよう努めていきます。

(2)社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

特に、本計画と社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」は、市における地域福祉の実現という点では同じ方向性で進めているため、「地域共生社会」の実現に向けた連携をより一層深めていきます。

(3)事業者・関係機関

福祉サービス事業者や地域包括支援センターなどの関係機関は、サービスの提供者・協力者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、地域や他の事業者、関係機関との連携に取り組むことが求められています。

中でも、社会福祉法人については、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応できる公益性の高い非営利法人として、地域における公益的な取組の実践を地域と連携して実施していくことが期待されます。

(4)市民

市民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域で起こる問題を「我が事」として捉え、地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。

本計画の、第5章「地域で取り組めること」は、地域の皆様で話し合い、書き込んでいただくことができるよう、ワークブックの形式となっています。具体的にどのような役割を担っていくのかを、計画を活用しながら考えていただきたいと思います。

計画書のつくりによる。要検討。

(5)地域活動、商店・会社・企業、士業、学校・大学等

*1~4以外の主体となり得る存在について、策定・普及推進委員会で協議

5を追加するか要検討。

2 計画の評価と進行管理

(1) 評価指標の設定

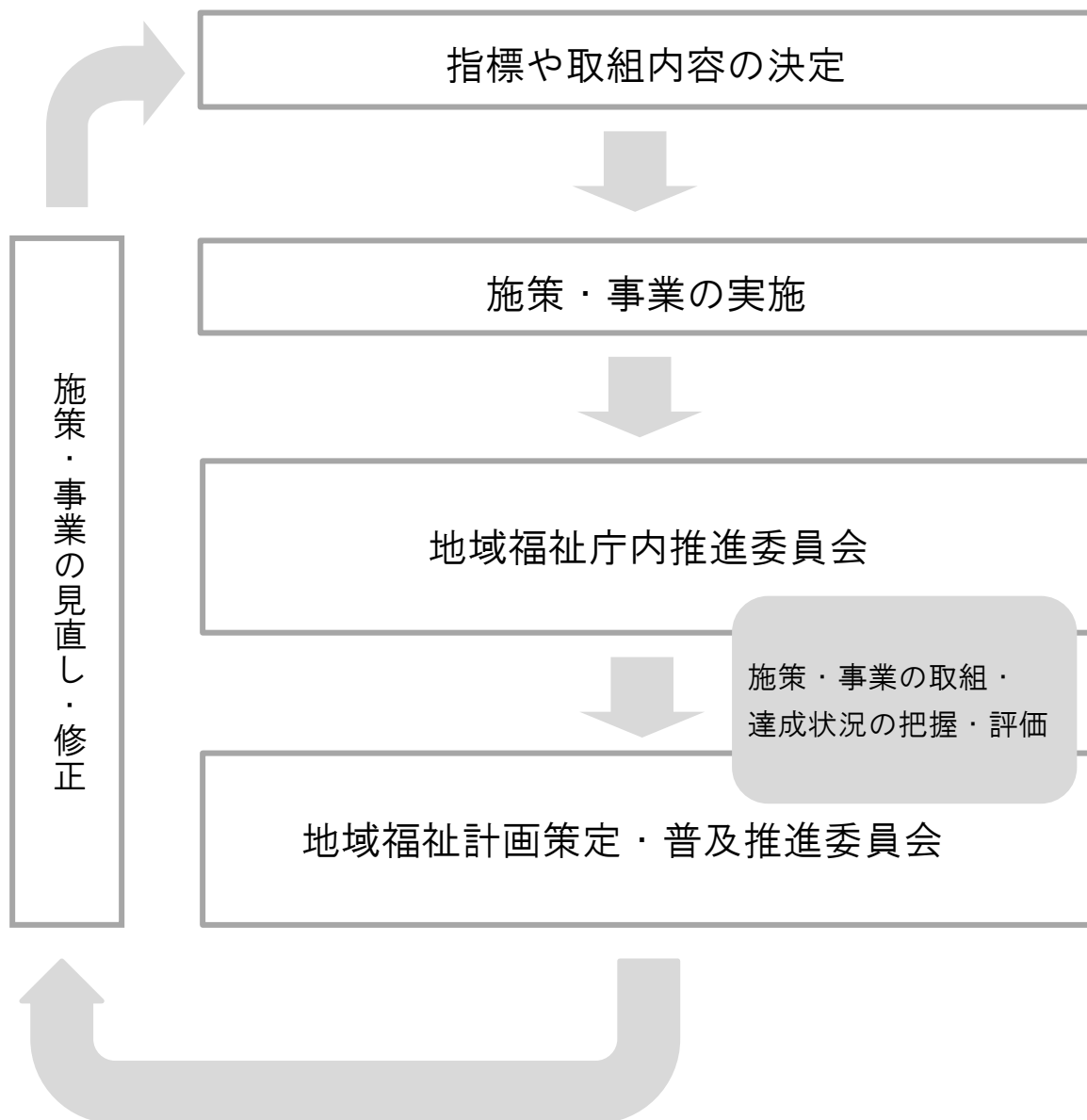
計画を着実に実行するためには、計画に記載された施策の進捗状況を把握する必要があります。第4期計画と同様、計画の更なる推進に向け、総合計画と連動した数値を主として、基本目標ごとに指標と目標値を設定しました。

指標を、策定・普及推進委員会で協議（パブコメに提示する案の段階で検討）

(2) 進行管理体制

本計画に掲げる基本理念に基づき、施策実効性のあるものとして推進していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのため、計画の進捗状況について、毎年度、地域福祉庁内推進委員会及び地域福祉計画策定・普及推進委員会に報告し、施策・事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策・事業の実施にいかしていきます。



資料編

以下項目を更新(最終案の段階で掲載)。

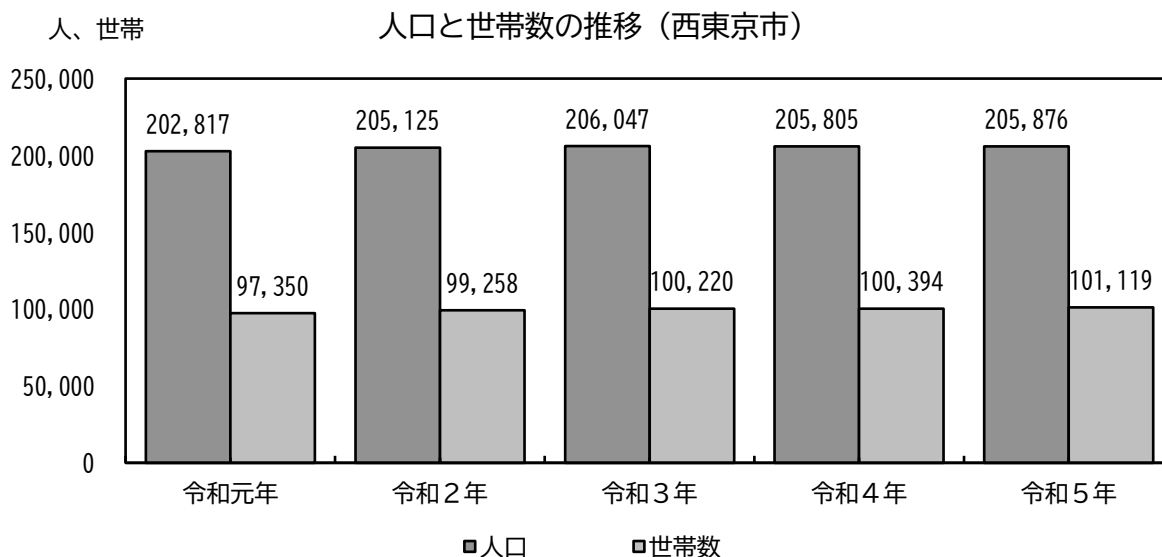
- 1 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿
- 2 策定経過
- 3 用語解説

4 統計データ

(1)人口・世帯数の推移

人口は、令和3年まで、毎年、増加していました。令和4～5年は 205,000 人台で高止まりしています。

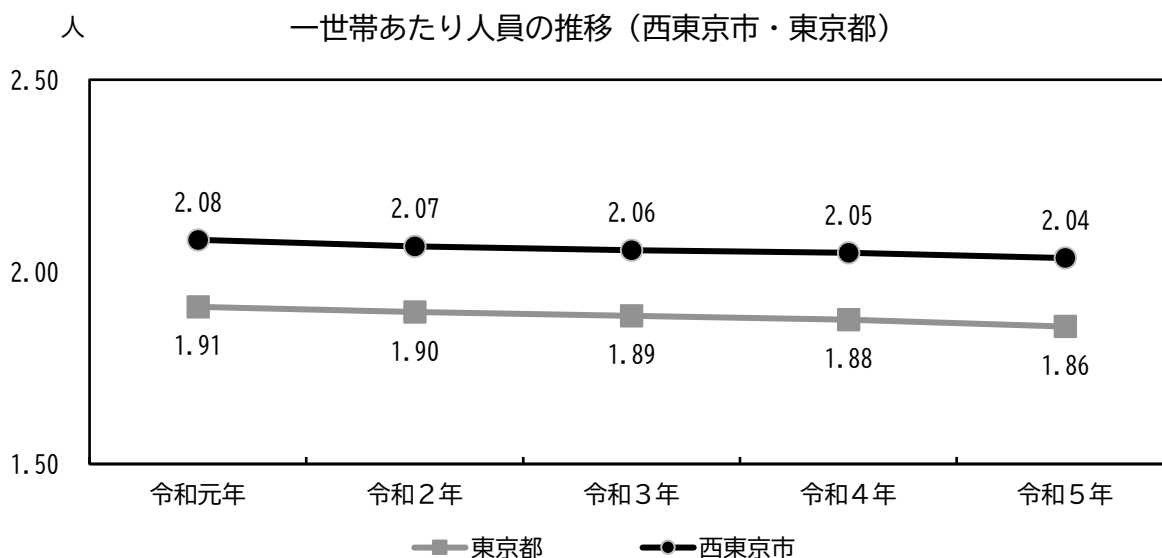
世帯数は、令和元年以降、毎年、増加しています。



資料：東京都総務局「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」（各年1月1日現在）
統計にしとうきょう（平成31年版～令和4年版）（各年1月1日現在）

(2)一世帯あたり人員の推移

一世帯あたり人員は、東京都を上回るものの、令和元年以降、減少傾向にあります。

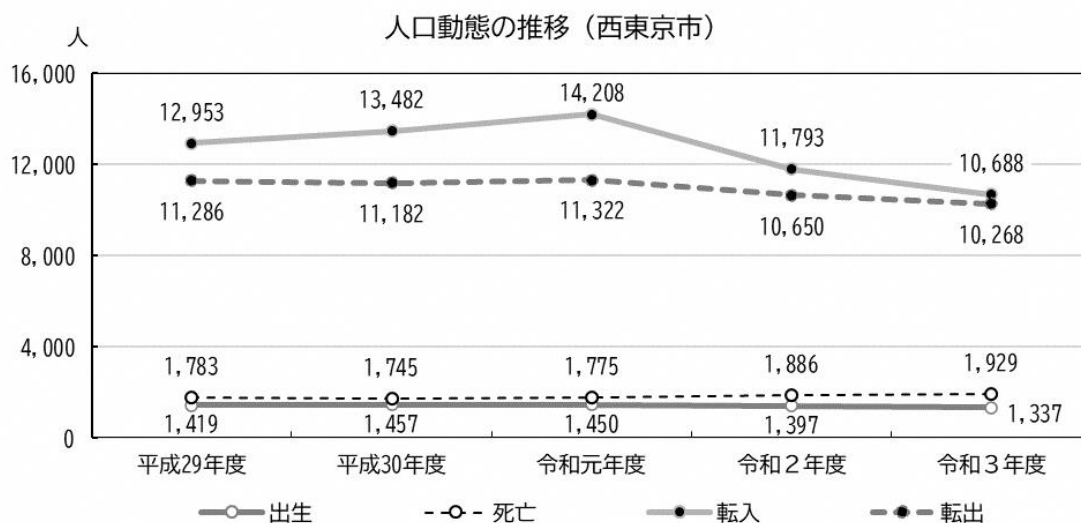


資料：東京都総務局「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」（各年1月1日現在）
統計にしとうきょう（平成31年版～令和4年版）（各年1月1日現在）

(3)人口動態

令和2年度から転入数の増加が鈍化しています。そのため、転入数が転出数を上回る社会増が縮小しています。

出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、自然減が少しずつ拡大しています。

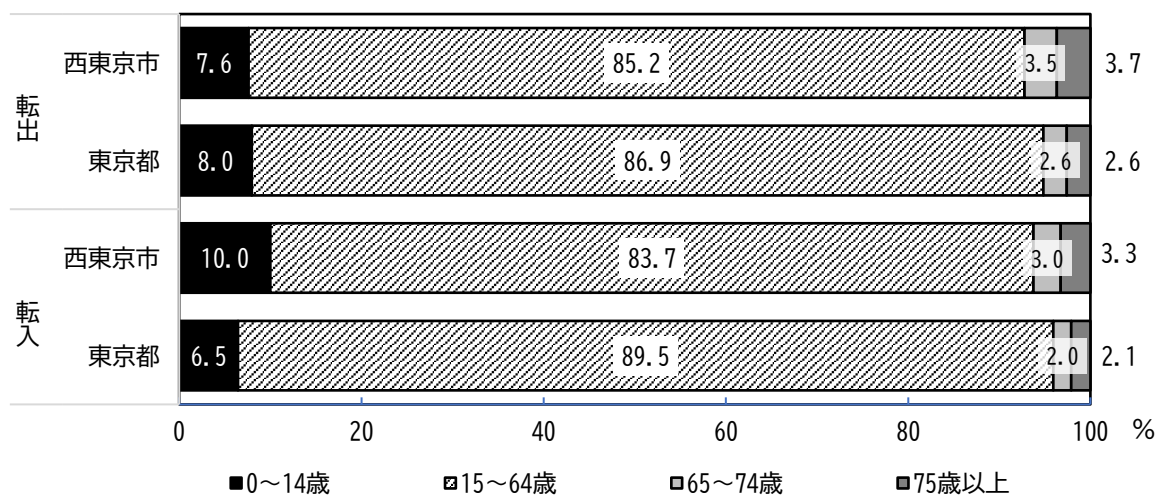


資料：統計にしとうきょう（平成30年版～令和4年版）

(4)年齢4区分ごとの社会動態

社会動態の年齢4区分別割合を東京都と比較すると、本市の0～14歳の転入割合が東京都よりも多くなっています。

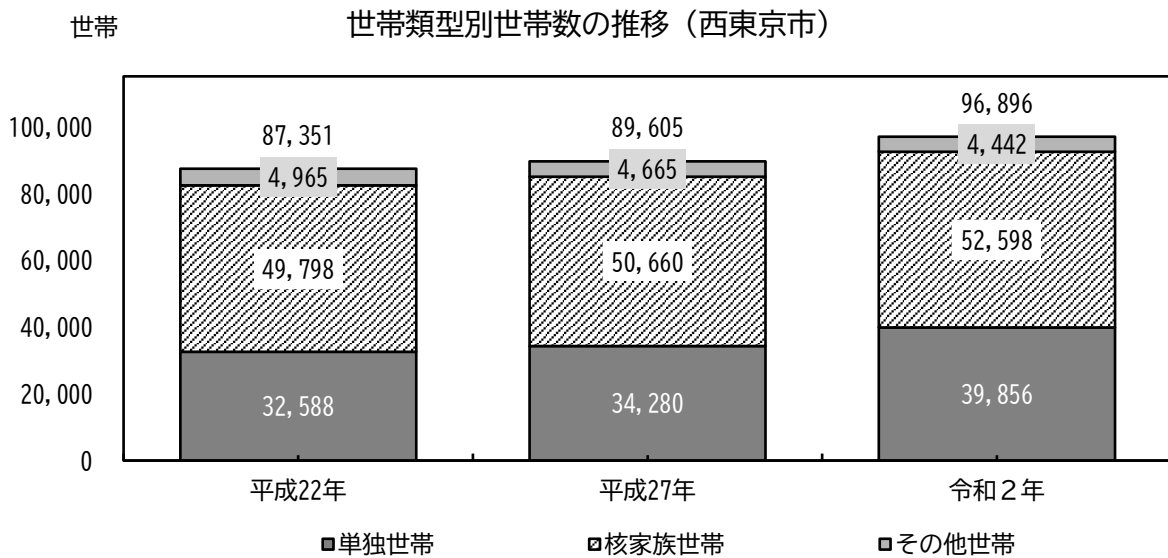
社会動態の年齢4区分別割合（西東京市・東京都）



資料：東京都住民基本台帳人口移動報告（令和3年）

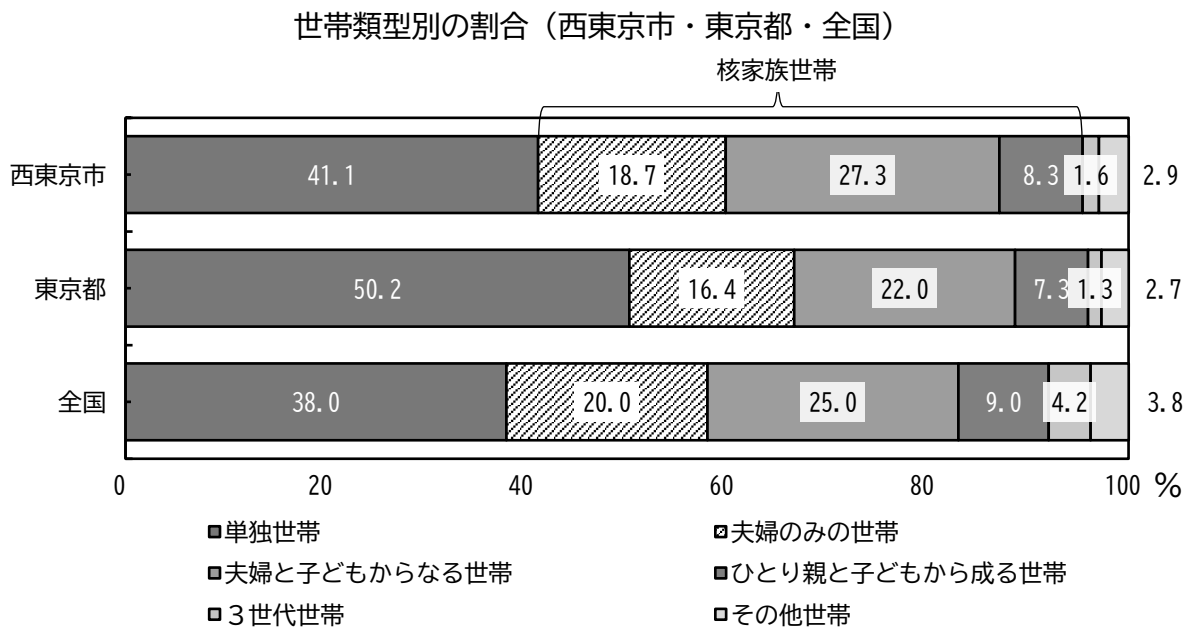
(5)世帯類型別の状況

国勢調査の世帯類型別世帯数をみると、単独世帯と核家族世帯が増加しています。特に単独世帯が平成27年から令和2年にかけて5,000世帯以上増加しました。



資料：国勢調査「都道府県・市区町村別の主な結果」（平成22～令和2年）

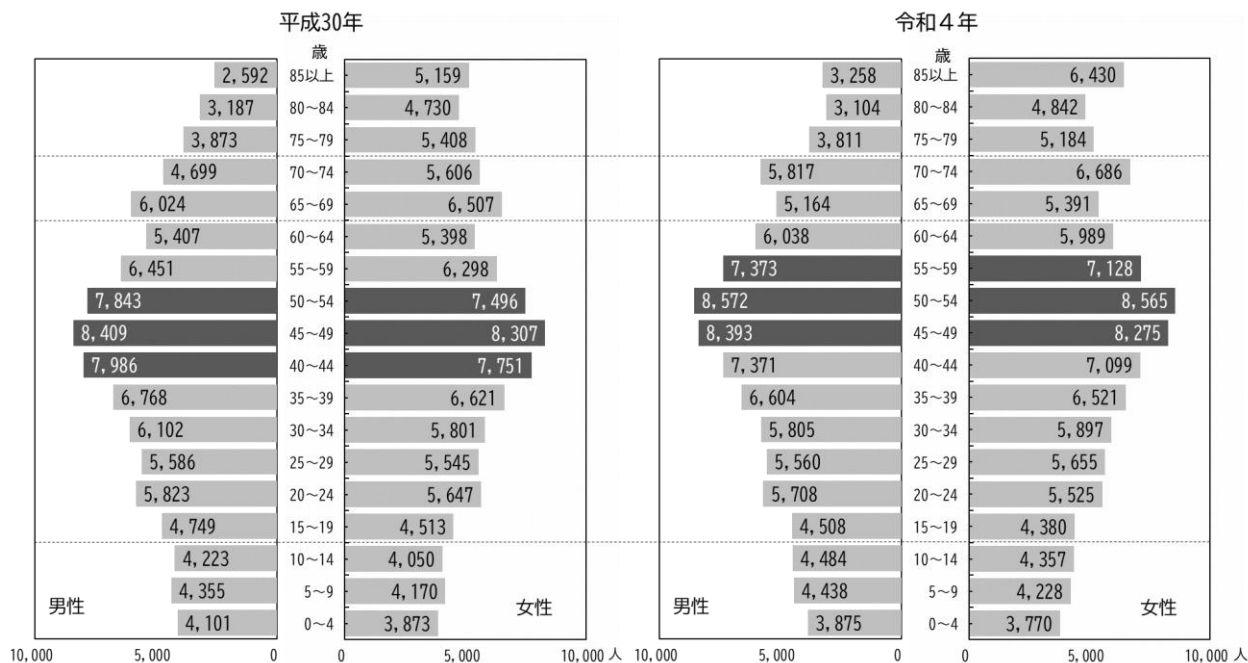
世帯類型別の割合を全国・東京都と比較すると、本市は東京都より単独世帯の割合が少なく、核家族世帯の割合をみると、本市54.3%、東京都45.7%、全国54.1%であり、東京都より多くなっています。



資料：国勢調査「都道府県・市区町村別の主な結果」（令和2年）

(6)人口ピラミッド（年齢別人口）

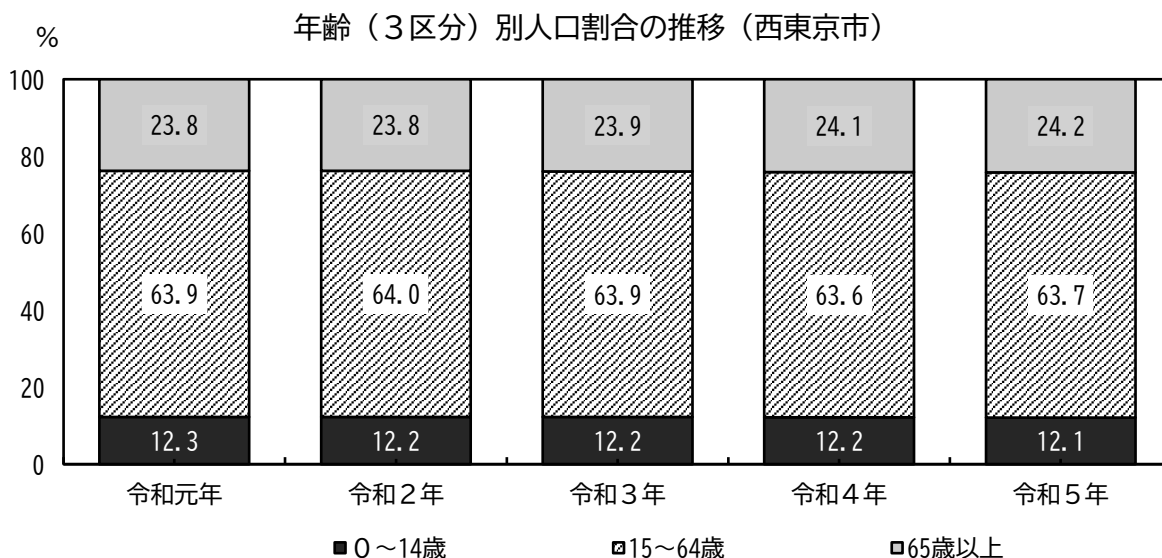
人口ピラミッド（年齢別人口）で平成30年と令和4年を比較すると、人口が最も多い年齢層は男女ともに40～54歳から45～59歳に移動しており、全体として高齢化が進んでいます。一方、男女ともに0～4歳が少なくなっています。



資料：住民基本台帳年齢階級別人口（総数、平成30年・令和4年、各年1月1日現在）

(7)年齢（3区分）別人口割合の推移

年齢（3区分）別人口割合は、0～14歳及び15～64歳が減少傾向、65歳以上が増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

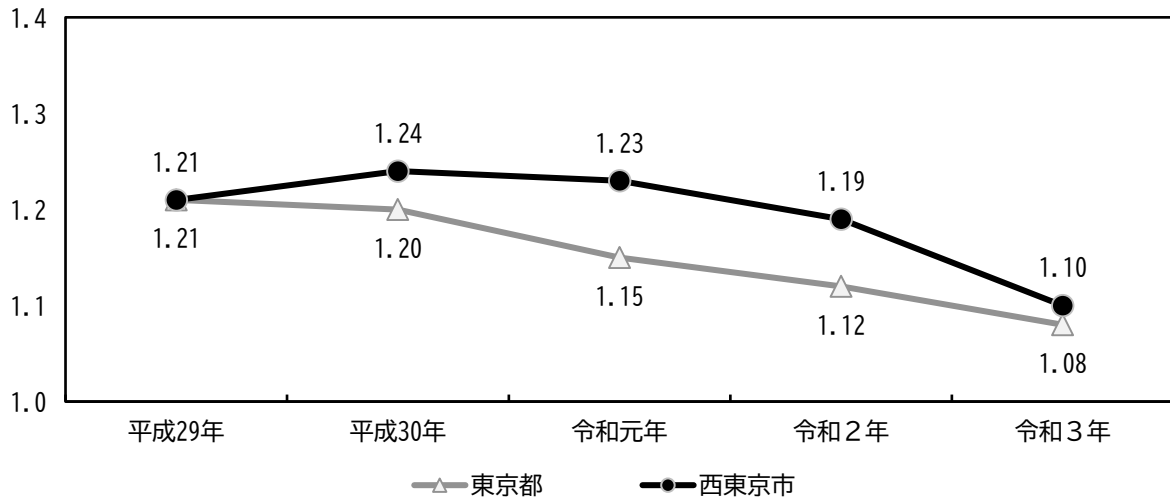


資料：住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）（令和元年～令和4年、各年1月1日現在）
統計にしよう（令和4年版）（令和5年1月1日現在）

(8)合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成 30 年以降、低下傾向が顕著であり、令和3年に東京都とほぼ同じ水準となりました。

合計特殊出生率の推移（西東京市・東京都）

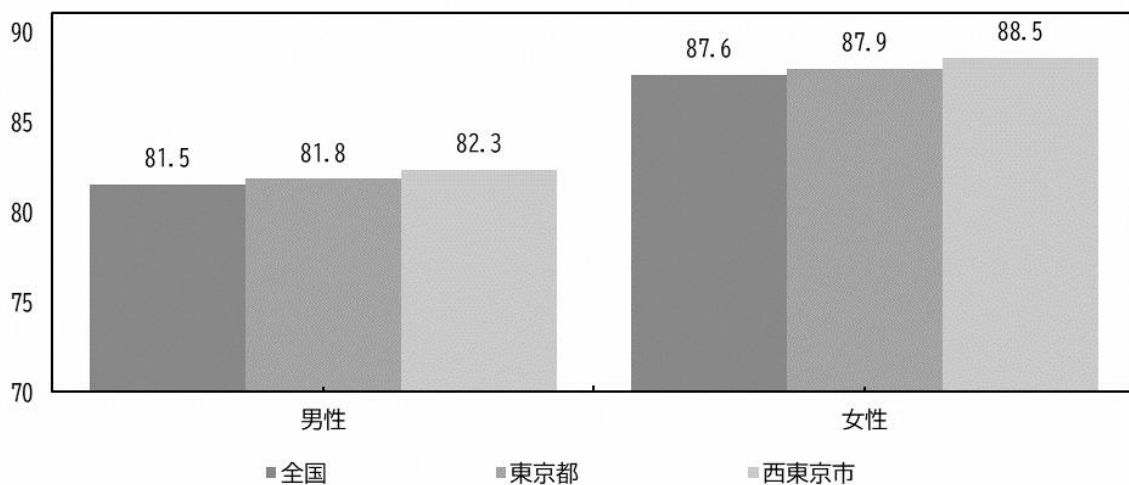


資料：東京都人口動態統計

(9)平均寿命・健康寿命

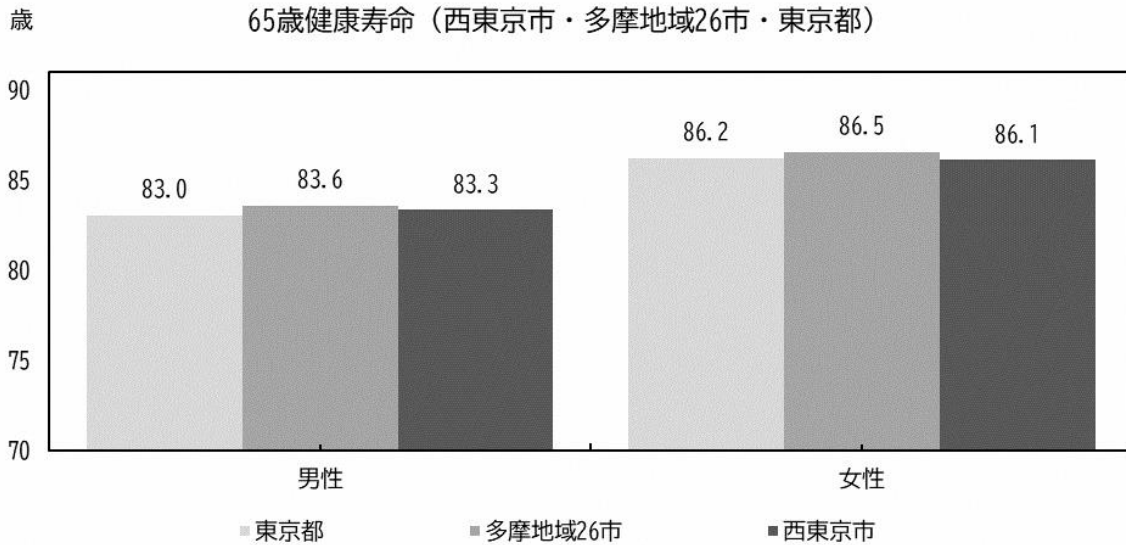
平均寿命は、男性が 82.3 歳、女性が 88.5 歳となっており、全国・東京都を上回っています。

平均寿命（西東京市・東京都）



資料：令和2年市区町村別生命表（厚生労働省 人口動態・保健社会統計室）

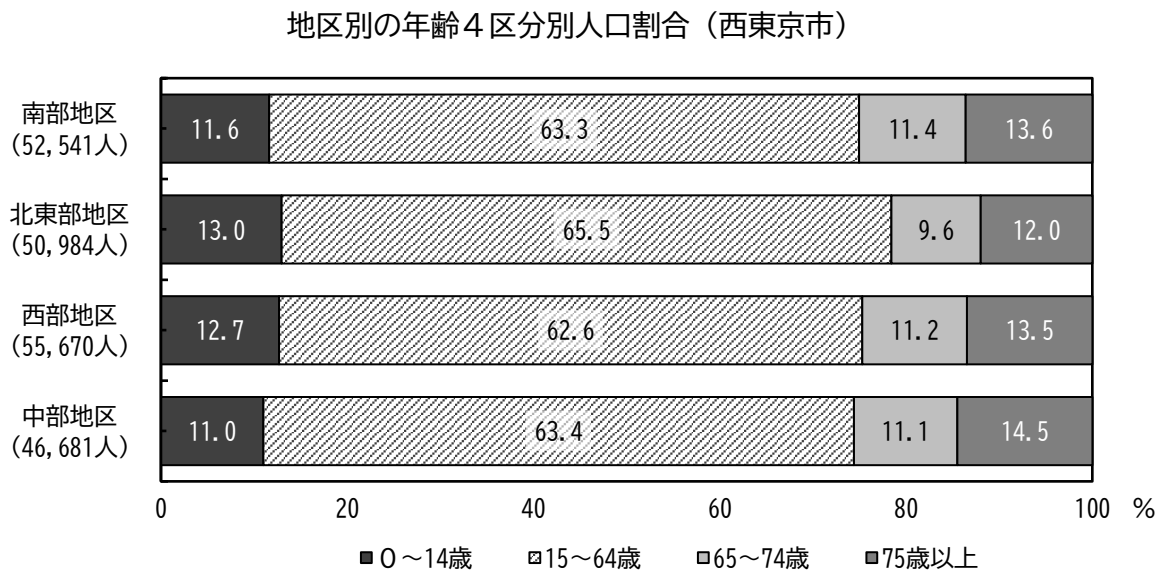
健康寿命は、男性が 83.3 歳、女性が 86.1 歳となっており、多摩地域 26 市平均をわずかに下回ります。東京都と比べると、男性は上回り、女性はわずかに下回ります。



定義：要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合
資料：令和3年 65歳健康寿命算出結果区市町村一覧（東京都保健政策部）

(10)地区別の年齢4区分別人口割合

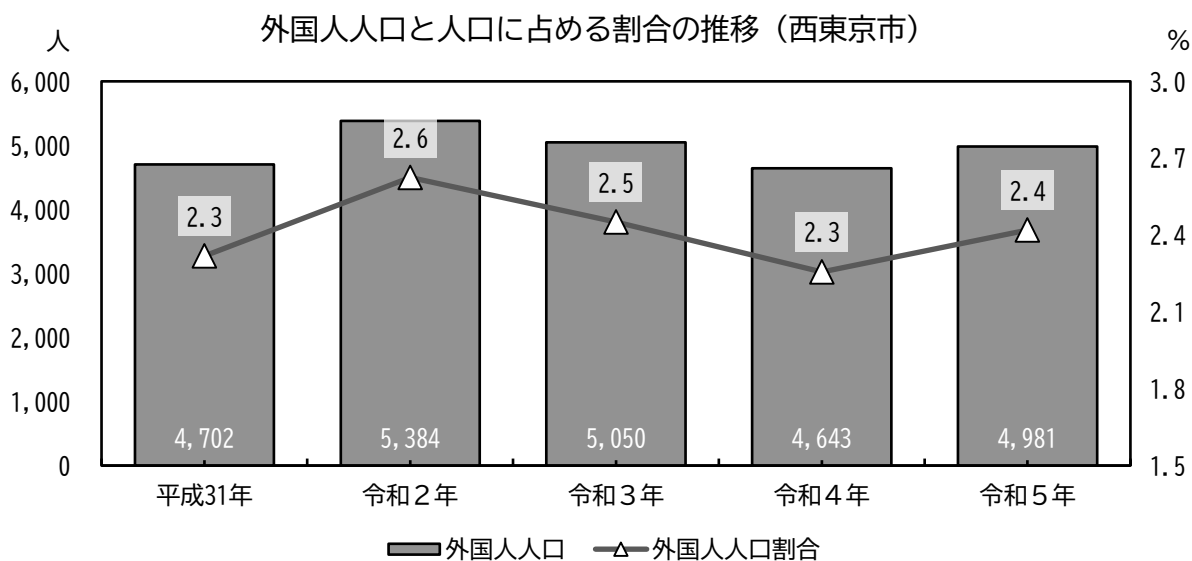
地区別の年齢4区分別人口割合を見ると、0～14歳は北東部地区 13.0%、15～64歳は北東部地区 65.5%、65～74歳は南部地区 11.4%、75歳以上は中部地区 14.5%となっており、他の地区に比べてやや多くなっています。



資料：統計にしとうきょう（令和4年版）（令和5年1月1日現在）

(11)外国籍市民の推移

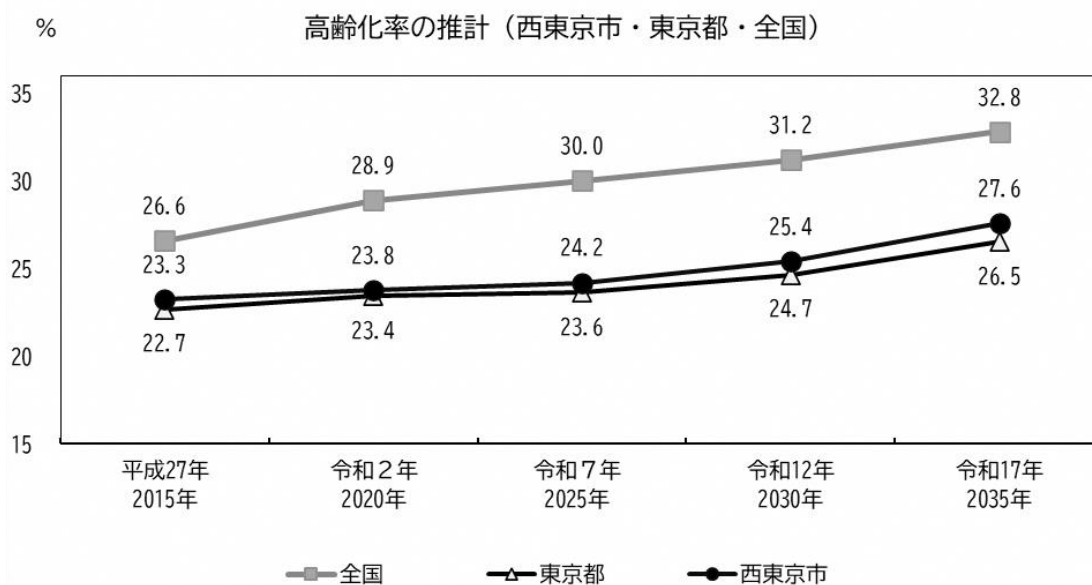
外国人人口は、令和2年から令和4年まで減少しましたが、令和5年は増加しています。外国人人口割合は2.5%前後と横ばいです。



出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

(12)高齢化の将来推計

本市の高齢化率の将来推計を見ると、平成27年（実績）の23.3%から令和12（2030）年は25.4%、令和17（2035）年は27.6%に上昇すると推計されています。



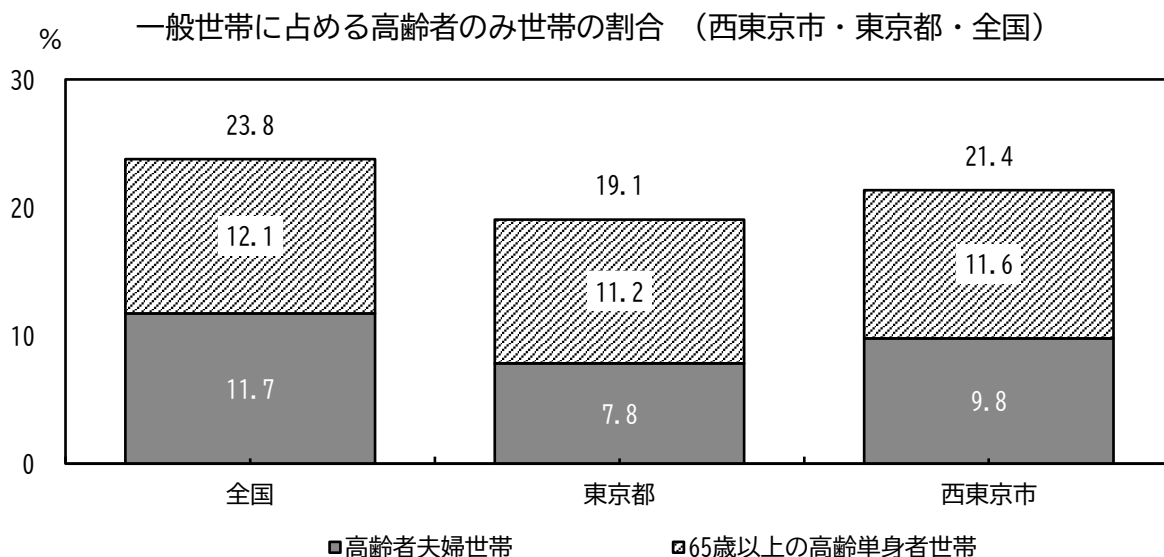
注：全国・東京都は令和2年以降推計値、西東京市は令和7年以降推計値

資料：全国・東京都…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

西東京市…人口推計調査報告書（令和4年11月）

(13) 高齢者のみ世帯の状況

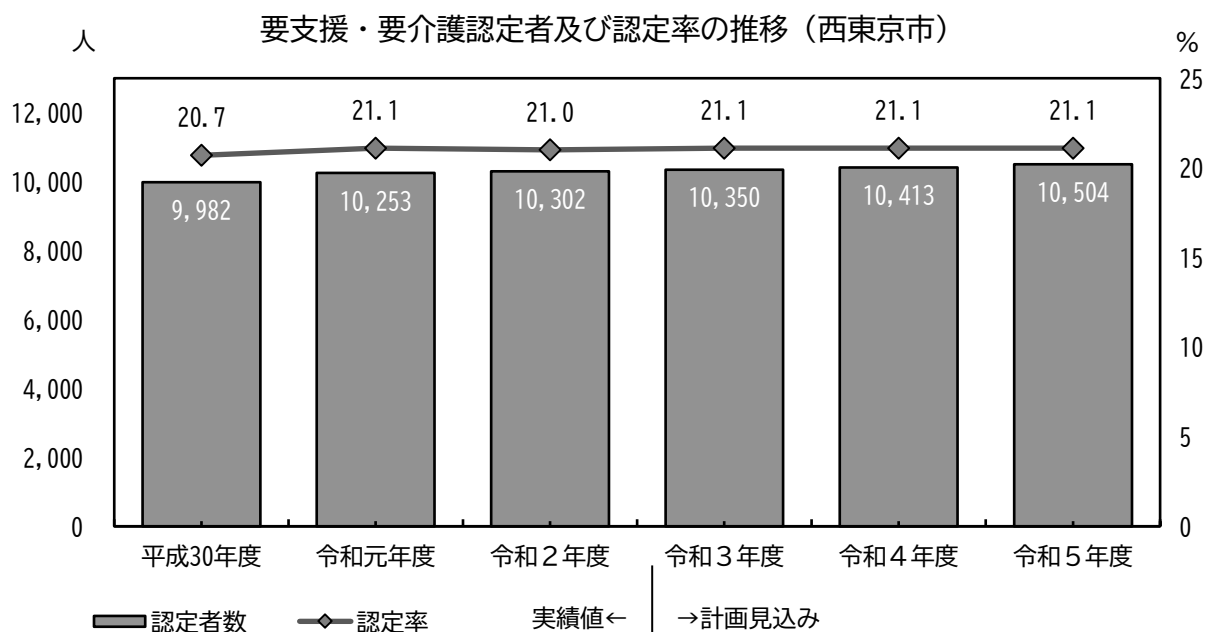
本市の一般世帯に占める高齢者のみ世帯の割合は 21.4%、そのうち、高齢者夫婦世帯の割合は 9.8%、65 歳以上の高齢単身者世帯の割合は 11.6%となっており、いずれも東京都より高くなっています。



定義：高齢者夫婦世帯…夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯
 65 歳以上の高齢単身者世帯…65 歳以上の単独世帯
 資料：国勢調査（令和 2 年）人口等基本集計

(14) 介護保険の認定状況

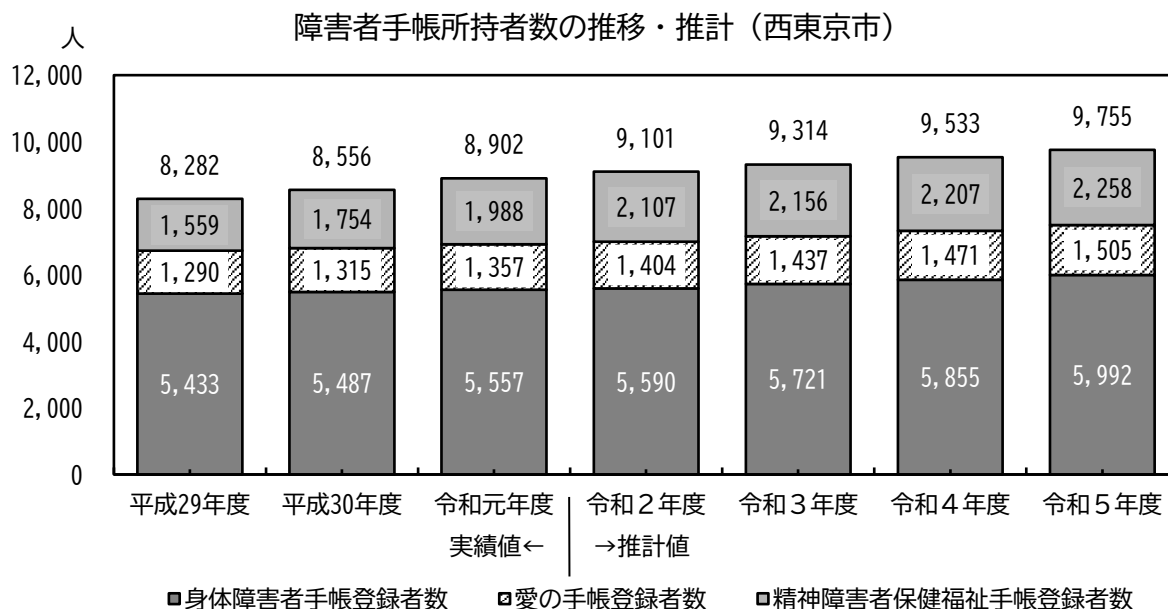
要支援・要介護認定者及び認定率は、令和 2 年度までの 3 年間は横ばいとなっています。市介護保険事業計画では令和 5 年度まで 21.1%の認定率が続くと見込んでいます。



資料：西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 8 期）

(15)障害者の状況

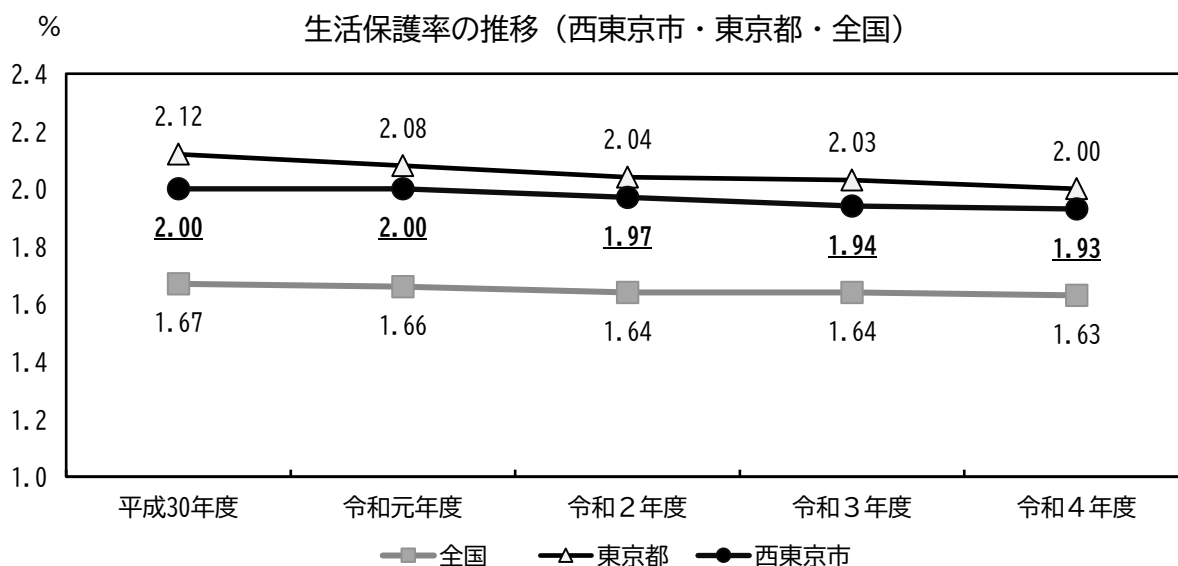
障害者手帳所持者数の推移（実績）を見ると、いずれの手帳所持者も増加傾向にあります。市の障害者及び障害児に係る福祉計画では、令和5年度には3つの手帳所持者合計で9,755人と推計しています。



資料：第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画
（令和3年度から令和5年度まで）※各年度3月31日

(16)生活保護の状況

本市の生活保護率は、全国より高く、東京都より低い水準で推移しています。



資料：令和4年版統計にしとうきょう（各年度3月31日）

5 各種調査結果概要

現行計画と同様、調査結果を掲載するか、策定・普及推進委員会の意向を確認。

また、掲載する場合、どのような内容を掲載するかなど、策定・普及推進委員会の意向を確認（本編の内容が確定した後、協議・決定も可）。

（参考 現行計画）P80～97

- (1) アンケート調査結果……単純集計結果（①市民 ②民生委員・児童委員）
- (2) 地区懇談会結果 ……各圏域で挙げられた地域の困りごと
- (3) 団体・事業者調査結果…①アンケート結果抜粋概要、②ヒアリング結果概要